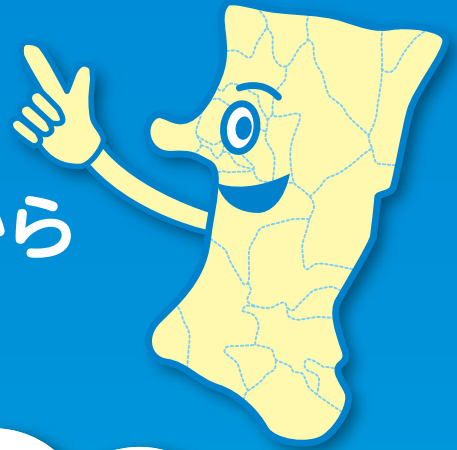


事業主のみなさまへ



秋田県と県内すべての市町村から
重要なお知らせです。

県内すべての市町村は、
個人住民税について
平成26年度から特別徴収を
一斉実施します。

「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税の特別徴収は
していない」ということはありませんか？

個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）が、給与所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税を特別徴収（天引き）し、納税義務者である従業員に代わって、各従業員のお住まいの市町村に納入していただく制度です。

地方税法第321条の4の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者（事業主）は、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。